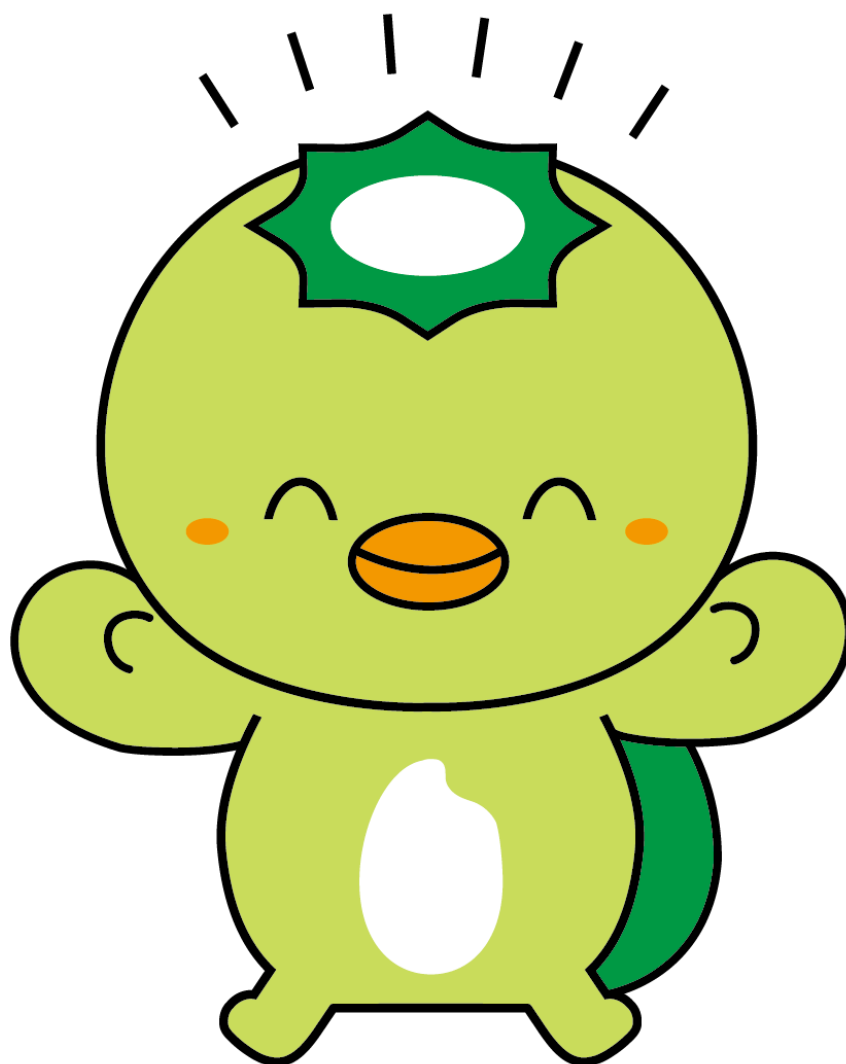


庄内町子ども読書活動推進計画 (第四次)

… 本が好きな子どもがたくさんいる町

子どもに本の楽しさを伝えるひとがたくさんいる町 …



山形県庄内町「河童平吉」

令和 8 年 3 月
山形県庄内町教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の対象および期間	1
3	計画の推進体制	1
4	計画の進行管理	2
5	他の計画との関係（位置づけ）	3

第2章 計画の背景・庄内町の現状と課題

1	国・県・町の動向	4
2	庄内町の現状と課題	5

第3章 庄内町のめざす姿

1	基本方針	6
2	めざす姿	7

第4章 具体的な取り組み

1	乳幼児への取り組み	8
2	就園児（幼稚園・保育園・認定こども園）への取り組み	12
3	小学生への取り組み	15
4	中学生への取り組み	20
5	高校生など（おおむね15～18歳）への取り組み	25
	<参考：読書に関する発達段階ごとの特徴>	28

資料編

1	令和6年度 庄内町「学校図書館アンケート」	29
2	令和6年度 庄内町「家庭における子どもの姿アンケート」	31
3	子どもの読書活動の推進に関する法律	32
4	文字・活字文化振興法	34
5	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	36

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高めるとともに、豊かな感性や思考力、想像力を培い、人生をよりよく生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。読書をとおして培われた力は、これからの時代を切り開いていく子どもたちにとって大きな糧となり、子どもの持つ無限の可能性や夢を広げる基礎となります。

近年は、スマートフォンなどの情報通信機器やデジタルメディアが急速に普及し、あらゆる分野の情報にふれることが容易になっています。また、GIGAスクール構想¹による学校のICT環境の整備等、子どもを取り巻く環境の変化は、読書活動にも大きな影響を与えています。

令和6年3月、山形県においては「第4次子ども読書活動推進計画」(以下「第4次計画」という。)が策定されました。第4次計画では、子どもを取り巻く環境の変化に応じて、多様な子どもが様々な形式の好きな本を選択し、好きな場所で、主体的に読書が行えるよう、子どもの視点に立った読書活動を推進することが大切であるとされています。

本町では、令和6年に庄内町立図書館の整備が完了し、生涯学習やまちづくりの拠点としての役割が期待されています。「みんなが集い 学び ふれあい つながる図書館」を基本コンセプトとしており、子どもの読書活動の推進をとおして、次代を担う人づくりに対応した図書館＝「育む図書館」の実現をめざしています。

こうした状況を踏まえ、本推進計画では、本町における子どもの読書活動を推進するにあたっての方針や具体的な取り組みを示し、子どもたちの心を豊かにし、生きる力を育むことをめざします。

2 計画の対象および期間

計画の対象は、0歳からおおむね18歳までのすべての子どもとします。

また、子どもの読書環境の整備には、子どものみならずその保護者、保育園や幼稚園等の保育士、幼稚園教諭、学校の教職員など、日常的に子どもに接する大人のかかわりが極めて重要であることから、取り組みの主体は、大人を含む全ての町民および関係者とします。

計画の期間は、施策の実効性と環境などの変化に対する適応性の両面を考慮し、令和8(2026)年度からおおむね5年間とします。

3 計画の推進体制

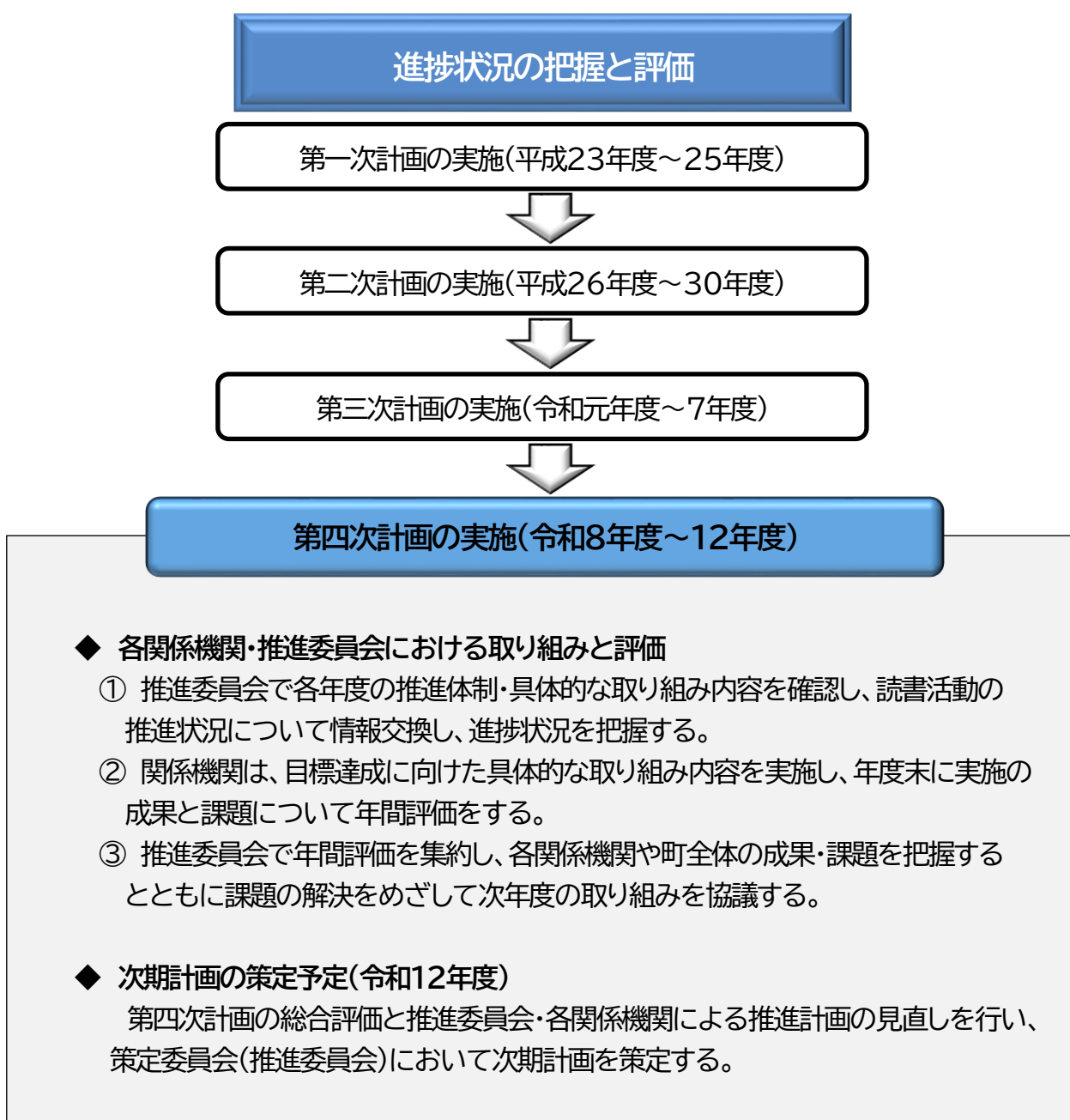
家庭、地域、教育・保育施設²や学校、行政における関係機関などが連携・協力し、乳幼児期からの切れ目のない読書推進体制の整備を図ります。

1 児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。

2 「子ども・子育て支援法」第5条第4項では、認定こども園、保育所、幼稚園を「教育・保育施設」としている。

4 計画の進行管理

「庄内町子ども読書活動推進計画(第四次)」の実施にあたり、第一次計画・第二次計画・第三次計画の実施と同様に、「庄内町子ども読書活動推進計画推進委員会」を開催し、取り組みの進捗状況の把握と評価・考察を行い、成果と課題を明確にした取り組みの推進を図ります。また、小・中学校においては、図書主任会で具体的な取り組み状況について情報交換を行い、成果と課題を踏まえた読書活動の推進を図ります。



5 他の計画との関係(位置づけ)

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国の基本的な計画と山形県の推進計画を基本として、本町の第3次総合計画(令和8年度～17年度)、第2次教育振興基本計画(令和8年度～17年度)および他の関連する計画との整合性のもとに、町全体の連携を図りながら、「子どもの読書活動」を推進する計画として策定します。



令和6年完成 庄内町立図書館



山形県庄内町「河正守孝」

1 国・県・町の動向

< 国の動向 >

国では、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、以降、おおむね5年ごとに内容の見直しを図っています。

また、令和元年6月には、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現をめざすため「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」が施行されたほか、令和4年1月には、全ての公立小中学校において学校図書館図書標準の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配置及び学校司書の配置拡充を図るため「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されました。

令和5年3月には、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つの基本の方針を掲げた、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、社会全体で子どもの読書活動の推進が図られています。

< 県の動向 >

県では、令和7年3月に「第7次山形県教育振興計画」を策定し、「山形県子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動に関する理解と意義の普及や学校、家庭、地域の連携による社会全体での読書活動を推進すると掲げています。

また、令和6年3月策定の「第4次山形県子ども読書活動推進計画」では、家庭、地域、学校等、社会全体で子どもの読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育成することをめざすとしています。

< 町の動向 >

本町では、平成23年5月に「庄内町子ども読書活動推進計画」、平成26年3月に第二次計画、令和元年7月に第三次計画を策定し、家庭、地域、教育・保育施設、学校、行政における担当機関等が連携しながら様々な読書活動に取り組んでいます。

また、町内小・中学校の代表者で構成される庄内町図書主任会では、校長会傘下の会ではありませんが、庄内町教育委員会指導主事、庄内町立図書館職員も参加し、学社融合の方針のもと、読書推進に取り組んできました。こうした学校教育と社会教育のゆるやかな連携は本町独自の特色となっています。

令和5年7月には、庄内町立川複合拠点施設と庄内町立図書館分館を整備しました。さらに、令

和6年に庄内町立図書館整備事業が完了となりました。本館、分館とも、子どもたちの読書環境や学習環境について大幅な改善が図られているとともに、地域の読書活動の拠点としての役割が期待されています。

2 庄内町の現状と課題

本町では、平成27年10月に策定された「庄内町教育振興基本計画」の主要施策として、学校、家庭、PTA、地域が連携して家庭での読書(家読(うちどく)³)を奨励し、令和2年10月に策定された「庄内町教育振興基本計画」(後期計画)においては、さらに「家読」の大切さを啓発し、家庭教育力の向上につなげることをめざすとし、取り組みを継続しているところです。

また、子どもの読書推進については、第一次から第三次推進計画まで、関係機関が連携し、乳幼児期から高校生期までを見通した、切れ目のない取り組みを進めてきました。

その結果、学校図書館における貸出冊数は増加しましたが、近年は冊数(量)の追求から、質(内容面)の向上を図ることを目標としています。

また、「読書が好きだ」と答える児童生徒の割合が減少傾向にあることから、読書嫌いの子どもをつくらぬような取り組みが求められており、読書の楽しさと深い喜びを味わえる読書活動が重要となっています。

なお、インターネットやSNS等の情報メディアの発達・普及による生活環境への影響が指摘されており、子どもたちをはじめとしてすべての年代において、デジタル社会に対応した読書活動の在り方が、大きな課題となっています。

また、本計画期間には、庄内町立小中学校再編整備⁴が予定されており、学校図書館の環境整備や運営については、具体的な検討をする必要があります。

3 家族みんなで読書を楽しむ時間を過ごし、読書をきっかけに広がるコミュニケーションを大切にしようという活動。

4 庄内町立小中学校再編整備実施計画(令和7年1月策定)に基づいて進められている。令和7年度現在5校ある小学校を令和14年度には1校に、2校ある中学校を令和11年度には1校とする計画となっている。

1 基本方針

(1) 家庭・地域・学校等が連携した、社会全体での子ども読書活動の推進【ソフト】

- 第三次計画において中心的な取り組みとしてきた「家読」の推進と拡充
- 子ども一人ひとりが好きな本を選択し、主体的な読書となるよう、子どもの視点に立った読書活動の推進
- 子どもの読書活動を担う人材の育成と拡充

本町では、「庄内町教育振興基本計画」の主要施策として「家読」を奨励し、子ども読書活動推進計画の第三次計画においても中心的な取り組みとして推進してきました。第四次計画の中でも、家族みんなで読書を楽しむ時間を過ごし、読書をきっかけに広がるコミュニケーションを大切にする「家読」の重要性について、関係機関と共有しながら、継続的に推進します。

また、自ら本を手にする子どもを育てるためには、子ども一人ひとりが、それぞれに好きな本を選択し、主体的に読書活動を行えるよう、子どもの視点に立った読書活動を推進します。子どもの意見聴取の機会を確保し、イベント等への企画に参画することや、図書委員会等の子どもを、学校図書館の運営に主体的に参画させること等が重要となります。

そして、読書が好きな子どもを育てるためには、読書活動に関わる身近な大人自身が読書に親しみ、その楽しさを子どもに伝えていくことが重要であり、「本の楽しさを伝える側」の大人の育成を進めていきます。

(2) 子どもの読書環境の整備と充実【ハード】

- 子どもの発達段階に応じた、読みたい本や知りたい情報を提供するための環境の整備
- 多様な子どもが読書に親しむ機会の提供や環境整備
- デジタル社会に対応した多様な読書活動への対応

子どもの読書活動を推進するには、子どもの発達段階や目的・意欲に応じ、いつでも本を手に取り、読むことができる環境を整えることが重要です。

さらに、子どもの生活環境や家庭状況をはじめとした状況等に配慮し、家庭、地域、学校、教育・保育施設等が連携を図りながら、個別最適な読書活動を実現し、多様な子どもが読書に親しむ機会を提供します。

また、デジタル社会に対応した学校図書館や町立図書館の読書環境の整備・充実に向けて、

ICT活用の先進事例等の調査・研究を進め、小中学校再編整備も見据えながら、多様な読書環境の提供をめざします。

(3) 子どもの読書活動についての理解の促進【マインド】

- 子どもの読書活動の意義や重要性についての積極的な広報や啓発

子どもの読書活動の推進のために、周囲の大人たちが読書活動の意義や重要性について理解することが重要であり、町全体に広く普及させるための取り組みや広報を充実させていくことが必要となります。

そのため、家庭・地域・学校等が連携を深め、子どもの読書活動の意義や重要性について広報・啓発を積極的に行い、地域社会全体で、子どもの読書活動への理解を深めることをめざします。

2 めざす姿

本が好きな子どもがたくさんいる町
子どもに本の楽しさを伝えるひとがたくさんいる町

1 乳幼児への取り組み

乳幼児期は、生まれて初めてことばや文字、絵本などに接する時期であり、親子関係をはじめとした対人関係を築く重要な出発点となる時期です。この時期の読書体験が、生涯にわたる読書習慣に大きな影響があると考えられます。また、保護者による絵本の読み聞かせは、子どものことばや想像力を育て、心豊かな子育てにつながります。

そこで、乳幼児への取り組みでは、乳幼児が読書は楽しいものであると実感できるような環境整備を行うとともに、保護者に絵本を通じた乳幼児とのふれあいの大切さを伝える活動と、本の楽しさを伝える人材が育まれる環境の整備に努めます。

また、町立図書館では、乳幼児期からの発達段階に沿った書籍に加え、誰もが利用しやすい書籍(アクセシブルな書籍⁵)の収集に努め、障がいや特性に応じて本に親しめるよう、資料の整備を進めます。

(1) 現状と課題

① 現状

3～4か月児健診において、子育て支援センターの職員が絵本の読み聞かせを実施しています。また、9か月児育児相談では、町立図書館の職員が「ブックスタート⁶ 事業」として絵本贈呈等を行っています。本事業は、本を媒介として、保護者や周囲の人たちと赤ちゃんが、穏やかな楽しいひとときをシェア(分かち合う、共有)しているという考え方で進められており、親子のふれあいや心のつながりを育む読書につながっています。

1歳6か月児健診問診票⁷によると、家庭での読み聞かせを行っている割合は9割を超えています。

5 「視覚障害者等が利用しやすい書籍」として、読書バリアフリー法第2条第2項において、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義されている。例えば、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック※1、布の絵本等がある。また、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」として、読書バリアフリー法第2条第3項において、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…(略)…であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されている。例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、DAISY(デージー)図書※2、オーディオブック※3、テキストデータ等がある。これらは、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい「アクセシブルな書籍」といえる。

※1) スウェーデン語の Lättläst(レットラスト)の略で、「やさしく読みやすい本」の意味。障がいの有無にかかわらず、平等に生活する社会を実現させるノーマライゼーションの理念に基づき、スウェーデンで1960年代から出版され、北欧を中心に普及して世界へ広がったものである。

※2) 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略。主に視覚障がい者が利用してきた経緯はあるが、より幅広い場面で情報をアクセシブルにする「システム(規格)」として、世界50か国以上で採用されている国際標準規格である。文章や図などは含まれず、録音音声だけで構成された「音声デージー図書」も存在する。DAISY(デージー)規格に基づいて作成されている点か朗読CD等通常の録音図書と異なる。音声データは圧縮された形式で保存されており、通常のCD録音と比べると、長時間の音声収録が可能となっている。

※3) 主に書籍を朗読したものを録音した音声コンテンツの総称。「聴く本」とも呼ばれ、ナレーターや声優が本を朗読したものが多く、日本では媒体によってカセットブック、カセット文庫、CDブック等の名称がある。インターネット上から音声ファイルをダウンロード販売するサービスも存在する。

6 Bookstart Japan(NPOブックスタート)が提唱する、0歳児健診等の機会に、乳幼児への読み聞かせの「体験」とともに、乳幼児と保護者に「絵本」をセットで手渡しし、家族のコミュニケーションを促す活動。赤ちゃんの幸せを願い、行政と市民が協働する自治体事業として実施される。

7 「お母さんやお父さんがお子さんに絵本の読み聞かせをすることがありますか」との問いに対し、1.ほぼ毎日する 2.時々する の回答数が9割を超えている。

【子育て支援センター「こっころ」】

施設内に「スタッフおすすめ絵本コーナー」のほか、子育てに役立つ大人向けの本を含め、ラウンジにも絵本を設置するなど、多様な本との「出会い」につながるようにしています。また、おたよりでの絵本の紹介、事業開催時の絵本の読み聞かせも行っており(みんなのひろば⁸、3~4か月児健診、おはなしの日⁹等)、すでに家庭で絵本に親しんでいる保護者などにとっては、より興味を深める機会となり、読み聞かせを身近に感じていない保護者などにとっては、子どもと一緒に絵本を楽しむきっかけとなっています。

【おはなしボランティアサークル】

町立図書館を会場に、おはなしボランティアサークル「おはなしらんどポップコーン」¹⁰が、毎月1回程度、主に乳幼児~就園児向けにおはなし会を行っています。読み聞かせを中心に、紙芝居・手遊び・歌遊び・人形劇・パネルシアター¹¹・エプロンシアター¹²・ペープサート¹³・素語り¹⁴等さまざまな形でお話しを届ける、子どもたちがとても楽しみにしている会です。

この活動は、絵本との結びつきだけでなく、子ども自身や保護者と図書館との結びつきや、子どもにとって家族以外の人とのつながりにも発展する、子どもの世界を広げる機会にもなっています。

また、立川地域を中心におはなしボランティアサークル「風花」、「ふきのとう」が活動しており、更には町内各小学校においても、読み聞かせ等のボランティアサークルが活躍しています。

【まちづくりセンター】

町内の各まちづくりセンターのロビーには本棚が設置されており、地域の中で乳幼児から大人まで本にふれることができる環境づくりに努めています。まちづくりセンターでは、町立図書館の本を活用しながら、乳幼児向けの絵本の設置を含め、本棚の充実を図っています。

また、町立図書館の分館は、狩川まちづくりセンター内に設置しており、児童書の充実を図りつつ、狩川まちづくりセンター事業と連携し、読書推進のイベントを開催するなど、立川地域の子ども読書活動推進の拠点として機能させていきます。

8 基本毎月第3金曜日に実施。親子でふれあったり、工作をして遊ぶ。1歳以上の子どもとその保護者対象。(内容によっては0歳児も可)

9 毎月の「こっころデー」と同日開催のミニおはなし会。子どもとその保護者対象。

10 平成7年度に発足したおはなしボランティアサークル。町立図書館での定期的なおはなし会のほか、町内外の各教育施設等でおはなし会を開催している。令和6年度「子供の読書活動優秀実践団体」として文部科学大臣表彰を受賞。

11 布を貼った無地のパネルに、不織布(ふしよくふ)でつくった絵(人形や小道具等)を着脱させながら、話や歌を聴かせる芝居のこと。

12 エプロン上を場面として、物語等が展開していくシアター。ポケットを使って隠したり、登場させたり、マジックテープを利用して貼り付けたりして変化を楽しむ。

13 2枚の画用紙に登場人物を描き、絵の周りをうちわ型に切り抜き、2枚の紙の中心に竹串をはさみ張り合わせ、くるくる返して演じる「うちわ式平面人形劇」のこと。

14 物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「すばなし」ともいう。

【町立図書館】

9か月児育児相談時の「ブックスタート事業」については、家庭での読み聞かせの相談や、新たな視点での絵本の選び方や楽しみ方を伝えながら、絵本の贈呈をしています。その場で町立図書館の図書利用カードの申請もできるようになっており、町立図書館の利用および家庭での読み聞かせの習慣化へつながるように配慮しています。

子育て支援センターとの連携も深化しており、定期的な団体貸出のほか、みんなのひろばでは、町立図書館の職員が施設に出向いて読み聞かせを行い、保護者等に向けては、育児関係の新刊本を紹介しています。

町立図書館には、「おはなしのへや」が整備され、乳幼児期の家族連れの利用が拡大しています。

② 課題

乳幼児にとっては、読書の楽しさを実感できる家庭での読み聞かせや、保護者との絵本を通じたふれあいを日常的に数多くしていくことがとても重要です。しかしながら、核家族化によるワンオペ育児¹⁵等が指摘されている現状では、読み聞かせをする時間的余裕がない家庭や、乳幼児期の読み聞かせの大切さを十分認識していない保護者も少なくありません。

また、デジタル化が進み、情報があふれる社会の中、子育ての悩みを解消するために、インターネットにより情報収集する保護者が増加する傾向にあります。信頼できる情報を得るためには、書籍を含めたツールの活用方法について、社会全体で考える必要があります。

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中にとけこみ、「家読」が継続して行われるような環境づくりと、保護者に対するサポートが必要です。

(2) 目標と取り組み

① 目標

目標1： 絵本を仲立ちとして、親子のふれあいや心のつながりを育むことを推奨し、応援します。

目標2： 乳幼児と保護者に絵本の楽しさを伝え、本の世界への興味・関心を持つきっかけをつくるとともに、本の楽しさを伝える人材を育成します。

目標3： 乳幼児が絵本に親しむことができる環境づくりを推進します。

15 「ワンオペレーション育児」の略語で、パートナーや家族の十分な協力が得られず、一人の親が子育てと家事のほとんどすべてを一人で担う状態を指す。

② 取り組み

【目標1の取り組み】

取り組み内容	担 当	現状 令和6年度	目標 令和12年度
健診時の読み聞かせ等			
3～4か月児健診時の読み聞かせ	子育て応援課 (こども家庭支援係・ 子育て支援センター)	実施	継続
9か月児育児相談の「ブックスタート事業」	町立図書館・ 子育て応援課(こども 家庭支援係)	実施	継続
定期的なおはなし会の開催や、様々な事業の中で読み聞かせを積極的に取り入れるなど、家読につながる啓発活動を行います。	町立図書館・おはなし ボランティア・子育て 応援課(子育て支援セ ンター)	実施	継続

【目標2の取り組み】

取り組み内容	担 当	現状 令和6年度	目標 令和12年度
おたより等を通して、本の世界の楽しさを伝え、読み聞かせや家読の意義について発信していきます。	町立図書館・子育て 応援課(子育て支援セ ンター)	実施	継続
おはなし会の開催を通し、子どもに本の楽しさを伝える人材を育成します。	町立図書館・おはなし ボランティア	実施	継続

【目標3の取り組み】

取り組み内容	担 当	現状 令和6年度	目標 令和12年度
乳幼児向けの絵本や紙芝居等を積極的に収集、提供、保存します。	町立図書館	実施	継続
子どもの発達段階に応じ、誰もが利用しやすい書籍(アクセシブルな書籍)を収集、提供します。	町立図書館	実施	継続
絵本コーナーを設置し、内容の充実を図ります。	子育て応援課(子育て 支援センター)・まち づくりセンター	実施	継続

2 就園児(幼稚園・保育園・認定こども園)への取り組み

乳幼児期の読み聞かせは、この時期に大切な心の安定と親子の信頼関係の形成に有効なものとなります。家族や保育者に読み聞かせをしてもらい絵本に親しむ経験は、＜言語力＞＜豊かな感性＞＜好奇心＞＜探求心＞＜想像力＞＜思考力＞などを大きく育て、豊かな人間形成につながるるとともに、その後の読書活動の基礎を築く、大切な役割を果たしています。

(1) 現状と課題

① 現状

各園では、日々、絵本や紙芝居の読み聞かせを実践しています。園内には「絵本の部屋」・「絵本コーナー」を設置し、興味を持った時や読みたい時にいつでも手に取れる環境を整えています。また、幼児(3～5歳児)に対しては、多くの絵本に触れ、家庭でも読み聞かせに親しんでいただけるよう、週1回の絵本の貸出しを行っています。

保護者には、絵本便りや講演会、絵本ボランティアの募集を通して絵本の楽しさや意義を伝え、意識が高まるように働きかけています。

② 課題

就労形態の多様化や家族形態の変化、社会のデジタル化が進み子育て環境にも変化が見られます。生活している中で読み聞かせの時間の確保が難しい家庭もあり、乳幼児期からメディアにふれて過ごす時間が多くなっている傾向があるようです。

人間形成の土台となる乳幼児期だからこそ、実際に絵本を手に取り、素材にふれてページをめくる楽しさを感じながら、視覚や聴覚等の五感を刺激する読書体験が重要です。園と家庭が連携して、乳幼児期の読み聞かせの大切さや楽しさについての理解を深めていく必要があります。

(2) 目標と取り組み

① 目標

目標1： 人間形成の基礎を培う上で大切な幼稚園・保育園・認定こども園での読書指導の充実を図ります。

目標2： 家庭における読み聞かせの大切さを提唱していきます。

目標3： 園児が絵本に親しむ環境づくりを推進します。

■ 成果指標 1

内 容	現状値 令和 6 年度	目標値 令和 12 年度
読書(家での読書、読み聞かせ、親子読書等)に取り組んでいる AB 評価(A よくできている/B だいたいできている)の割合	78.6%	80%

※備考：現状値は、令和6年度 家庭における子どもの姿アンケートより

② 取り組み

【目標 1 の取り組み】

人間形成の基礎を培う上で大切な幼稚園・保育園・認定こども園での読書指導の充実を図ります。

取り組み内容	現状 令和 6 年度	目標 令和 12 年度
毎日、絵本の読み聞かせをします。	実施	継続

【目標2の取り組み】

家庭における読み聞かせの大切さを提唱していきます。

取り組み内容	現状 令和 6 年度	目標 令和 12 年度
定期的な家庭への絵本の貸出しを行います。 (3～5歳児対象)	実施	継続
絵本便り・園便りを通して、家庭での読み聞かせの大切さの啓発を継続して行います。	実施	拡大・継続
保護者向けの絵本講演会等を開催し、読み聞かせの大切さや重要さについて理解を深めます。	一部実施	拡大・継続

【目標3の取り組み】

園児が読書に親しむ環境づくりを推進します。

取り組み内容	現状 令和6年度	目標 令和12年度
園児が絵本をいつでも好きな時に目にふれることができ、手に取れるような環境づくりをします。また、季節や行事、さらに子どもたちの興味や関心に応じた本の選定や充実に努めます。	実施	継続
絵本の修理や絵本環境づくり等の絵本ボランティア(保護者・祖父母)活動を推進します。	一部実施	拡大・継続
町立図書館の定期的な団体貸出を利用し、様々な絵本との出会いの機会を増やします。	実施	継続



3 小学生への取り組み

小学生の時期は、心身の諸能力や機能が急速に発達する時期です。基礎的な読書能力は、この時期に完成すると言っても過言ではありません。より多くの本を読むことが、とても大切になります。

また、教科の学習や「総合的な学習の時間」¹⁶において学び方や考え方を身につけ、「自ら学び自ら考える力」を育てていく時期でもあります。さらに、人とのかかわりが希薄になっている現状を考えると、相手の気持ちや先のことを考える想像力が不可欠です。町立図書館や学校図書館を活用し、読書をしたり本で調べたりすることは、これらの能力を伸ばしていく上で大切な活動となります。

そのためには、学校図書館が、子どもたちに必要な情報を提供し、心を豊かにすることができるような場となるように、学校図書館の環境を整えていく必要があります。また、地域ボランティアや保護者の活動を継続し、読書活動を担う人材の育成をしていくことも大切です。

(1) 現状と課題

① 現状

第二次計画策定時(令和元年度)、85%を超えていた「読書が好き」と答える児童の割合は、令和3年度以降70%台となり、令和4年度には73%まで低下しました。現在は75%以上に戻りつつありますが、「読書が好き」と答える児童の割合の減少が懸念されています。一方で、貸出冊数については令和2年度から3年度にかけてはコロナ禍で図書館開放が減少した影響もあり、1人当たりの年間の貸出冊数が、令和元年度の176冊から140冊台となりましたが、それ以外は目標値以上を維持しています。子どもたちにとって、図書館が身近な存在となっています。

- 朝や昼休みの読み聞かせ等、子どもが地域の方々と接する機会が増えています。児童が地域の方々からあたたかく見守られているという安心感を持ったり、地域の方の学校への関心を高めたりすることにつながっています。
- 庄内町子ども読書推進計画第一次、第二次、第三次計画に基づき、各校での「学校図書館活用計画」と「読書指導計画」の作成が定着しており、様々な教科で学習・情報センターとして学校図書館を活用できるようになることを目標としています。また、「1人1台端末の導入」¹⁷により、本以外を使った調べ学習が増えていることをふまえ、インターネットと紙媒体のそれぞれの良さを活かした指導も必要です。

16 教科の枠を超えて問題解決的な活動を発展的に繰り返す学習。

17 「GIGA スクール構想」実現のため、導入された児童生徒1人に対して1台のタブレット端末が導入されたこと。

- 児童会活動や PTA、地域ボランティアと協力した取り組みが、子ども達が図書館を訪れたり、本に触れたりする良い機会となっています。特に図書委員会の活動では、自分たちのアイデアを活かした活動が行われています。今後も、子どもたちの声を取り入れた活動を継続し、さらに工夫していくことが大切です。

② 課題

- 朝読書を継続して取り組んできたことにより、子どもたちが読書をする時間が確保されてきています。しかし、家庭での読書の習慣化については個人差が大きくなっています。

また、全国学力・学習状況調査¹⁸の結果や保護者の声から、本町の児童は帰宅してからのゲームや動画視聴、SNS 等に費やす時間が長く、低学年から使用する傾向が顕著になっています。学校と家庭が連携し、家庭でも読書に親しむ時間が持てるように、また、図書とインターネット等のメディアのそれぞれの良さを理解しながら適切に使いこなす技能や情報モラルの指導をさらに工夫していくことが必要です。

情報環境の変化が、子どもたちの生活に影響を与えている今、読書時間の確保も含め、帰宅後の時間の使い方を考えていく必要があります。この点については、家庭との連携をさらに進めていかなければなりません。また、放課後の過ごし方が多様化していることをふまえ、家庭だけでなく、放課後子ども教室や学童保育所等との連携の在り方についても目を向けていく必要があります。

- 学校図書館における1人当たりの貸出冊数は目標値を維持していますが、じっくり読む必要がある9分類からは離れる傾向があります。本を読むのが苦手な子どもでも気軽に手に取れるような工夫をすることも大切にしつつ、学年にあった選書や自分では選ばないものの、ぜひ読ませたい本に触れさせる機会も適切に取り入れていくことが大切です。

発達段階に応じた本を選んで読めるような指導や声かけ、そして何より、読書の楽しさを味わわせて読書好きな子どもを育てる工夫をしていくことが重要です。

- これまで作成した「学校図書館活用計画」¹⁹と「読書指導計画」²⁰に沿って、学校図書館を授業において、さらに活用していきます。1人1台端末の導入により、インターネットを使った調べ学習が増加している現状も踏まえ、これらの計画は、実態に応じて適宜見直しをしていくことが必要になります。

18 平成19年度から実施している全国的に子どもたちの学力状況を把握するための調査。小学校6年生と中学校3年生に対して実施。

19 学校図書館を効果的に活用するために各学校で作成している計画。

20 計画的・継続的に読書指導を行うため、読書指導を教育課程上に位置付けた計画。各学校で作成する。

- 学校図書館は学習・情報センターとしてはまだ十分に機能していないところもあり、学校間でも差があります。今後も、図書の分類に偏りがなくなるように整備したり、町立図書館からの団体貸出を活用したり、資料を充実させていく必要があります。今後、小中学校再編整備を進める中で、よりよい学校図書館の環境づくりも検討していかなければなりません。
- 地域ボランティアや保護者の協力により地域と連携した図書館教育が展開されていますが、読み聞かせや環境整備を通して子どもたちに本の楽しさを伝える人が減少しており、ボランティア確保の体制を学校と地域で各校ごとにさらに工夫する必要があります。

(2) 目標と取り組み

① 目標

目標1：心に残る本との出会いを通して読書の楽しさを味わわせながら、学校や家庭での日常的な読書の習慣化を図ります。

目標2：小中学校再編整備の中で、児童の読書力や情報活用力、表現力を育てられるような学校図書館のあり方について検討します。

目標3：PTAや地域住民と読書の重要性を共有するとともに、児童の視点を活かして読書活動を活性化します。

■成果指標 1

内 容	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度
本を読むことが好きな小学生の割合	76.3%	90%

※備考：現状値は、令和6年度 庄内町学校図書館アンケートより

■成果指標 2

内 容	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度
学校図書館における小学生への年間貸出冊数	1人当たり155冊 ※目標値は150冊	1人当たり150冊 ※内容面での充実を図る

■成果指標 3

内 容	現状値 令和 6 年度	目標値 令和 12 年度
学校図書館や町立図書館等に行く回数	1週間に2.8回	1週間に3回

② 取り組み

【目標1の取り組み】

心に残る本との出会いを通して読書の楽しさを味わわせながら、学校や家庭での日常的な読書の習慣化を図ります。

取り組み内容	現状 令和 6 年度	目標 令和 12 年度
発達段階に合わせたためあてをもたせ、読書内容の充実を図ります。	年間1人当たり155冊 ※目標値は 150 冊	年間1人当たり150冊
朝読書を継続します。	実施	継続
おはなしボランティア、地域ボランティア等による読み聞かせやお話し会を実施します。	実施	継続
町立図書館やまちづくりセンターにおける、児童コーナーの整備・充実を図ります。	実施	継続
児童の町立図書利用カード取得のPRを進め、町立図書館利用を奨励します。	実施	継続



【目標2の取り組み】

小中学校再編整備の中で、児童の読書力²¹や情報活用力、表現力を育てられるような学校図書館のあり方について検討します。

取り組み内容	現状 令和6年度	目標 令和12年度
小中学校再編整備を見据えながら、調べ学習に対応できる図書の整備を進め、バランスの取れた分類別蔵書数を目指します。	実施	拡充・継続
町立図書館は、調べ学習資料の整備と「1冊でもお届けします」サービス ²² を行い、学校図書館と連携して教材や資料の充実を進めます。	実施	継続
町立図書館は、学校図書館用図書の選書や資料購入の支援や協力を行います。	実施	継続

【目標3の取り組み】

PTAや地域住民と読書の重要性を共有するとともに、児童の視点を活かして読書活動を活性化します。

取り組み内容	現状 令和6年度	目標 令和12年度
PTAと協力して、読み聞かせ等に関わる地域ボランティアの増員に努めます。	実施	継続
町立図書館は、読み聞かせボランティア団体にむけた情報交換会や研修会を実施します。	年1回 実施	年2回 実施
各学校の取り組みの情報を発信しながら、読書の啓発を図ります。	実施	継続
学校やPTAが連携して、親子読書等の家庭での読書(家読)を活性化します。	実施	継続
図書委員会の活動等を通して児童の視点を活かした読書活動活性化の取り組みを実施します。	実施	継続

21 書物を読みこなす能力(引用:『日本国語大辞典 第二版』、小学館、2001年)。本の内容を深く理解し、自らの知識や思考として活かす「文章を読みこなす総合的な能力」であり、本町では、子どもたちが本に向き合う総合的な力として、第一次計画から取り組みの中で重要視している。

22 町内の各教育施設等の要望に応じて、町立図書館より、随時1冊単位から資料を配送及び回収をするサービス。

4 中学生への取り組み

中学生の時期は、成人としての読書の水準へ近づく時期にあたります。自己の確立に向けて、さまざまなことに興味を持つとともに、悩みや心の葛藤も抱える時期にもあたります。学校・部活動・身近な友達を軸に生活が展開する時期でもあり、世界を広げるためにも、一冊一冊の読書が大事になってきます。またこの時期は、思考力を伸ばし自己選択・自己決定をする力を身につけることが特に大切になってきます。さらに、情報が氾濫する現代の社会を生きていくためには情報リテラシー²³を身につけ、たくさんの情報の中から正しい情報を選び取ることや、相手の気持ちや先のことを考える想像力が不可欠です。

読書は、これらの能力を育成する上で大切な活動になります。そのためには、学校図書館を、子どもたちの必要な情報を提供できるような場となるように整備していく必要があります。

また、この時期は自主性が芽生える時期です。生徒自身の意見を取り入れながら、読書活動を推進していくことが大切です。

(1) 現状と課題

① 現状

- 朝読書に継続して取り組んできたことにより、生徒が読書をする時間が確保されています。また、減少していた読書が好きと答える中学生の割合は増加が見られます。
- コロナ禍をきっかけに読み聞かせに携わる地域ボランティアの活用は行われなくなっています。一方で町立図書館の移転作業の際には多くの中学生ボランティアが活動しました。職場体験を希望し、実際に体験する中学生もおり、図書館や読書に関心を持っている中学生が多くいることがうかがわれます。今後、読書の楽しさを伝える人材として期待されます。
- 小学校同様、中学校でも読書指導計画を策定し、年間を見通した読書活動の推進と授業での学校図書館の活用を広げようとしています。教科の学習内容に沿った本の展示等、授業と関連させた取り組みや、町立図書館のサービスを利用した授業が行われています。
- 生徒会活動等の自治的な活動で読書の推進に取り組むことで、主体的で自分たちのアイデアを生かした活動が増えてきており、子どもたちが本に触れるよい機会となっています。今後も、子どもたちの声を取り入れた活動を継続し、さらに工夫していくことが大切です。

23 氾濫する情報の中から必要な情報を正確に取捨選択し、適切に活用する能力のこと。IT 機器の操作スキルだけでなく、情報を評価・分析し、正しく発信する能力まで含む、幅広い概念を指す。

② 課題

- 全国学力・学習状況調査の結果や図書館アンケートにより、小学校時と比べ、図書館に通わなくなる、家庭で本を読まない等、中学生の「読書離れ」が見られ、小・中学校の格差が大きいことが全国的な課題となっています。部活動・クラブ活動等で読書の時間が取れないことに加え、スマートフォンの所持率の急上昇や娯楽の多様化も一因と考えられます。

家庭と学校が情報交換や連携をしながら、帰宅してからの時間の使い方の指導の工夫や家庭での読書の推進が必要です。

- 1人1台端末の導入や個人でスマートフォンを所持する生徒が増えてきていることもあり、図書よりも情報機器を活用して情報を得ることが多くなっています。また、朝読書で本は読んでいるものの、家庭での読書の習慣については個人差が大きくなっています。情報機器が発達している中でも図書に触れる機会を確保できるようにしていくことや図書と情報機器のそれぞれの良さを知り、適切に活用する能力を育成していくことが必要になっています。

また、以前から取り組まれている情報モラル教育についても実態に合わせて工夫していくことが大切です。

- 「読書が好き」と答える生徒が、第三次計画策定時(令和元年度)の70.5%から令和2年度～3年度は75%前後まで上昇しましたが、令和5年度以降は60%台に低下しています。最も落ち込んだ令和5年度から現在は回復傾向となっていますが、情報機器の普及により読書以外の楽しみが増加しており、さらなる読書離れが懸念されます。

また、1人当たりの年間貸出冊数についても、第三次計画策定時(令和元年度)は31冊でしたが、令和6年度には16冊まで落ち込んでいます。小学校と同様、冊数や目標値の達成ばかりが先立って「読書嫌い」にしないよう工夫や配慮が必要です。それに加えて、多忙な中で読書の時間を確保する朝読書のような取り組みの継続、さらには生徒会活動など自主的な活動で、生徒自らアイデアを出して読書の良さを広める活動をすることが重要です。

- 学校図書館の「学習センター」としての役割を充実させていくことが課題となっています。必要な蔵書をそろえるとともに、読書力や情報活用力の育成を図ります。また、図書とインターネット等から得た情報を活用する能力である、情報リテラシーの指導も工夫していくことが必要です。

令和11年度には町内の二つの中学校が統合して新しい中学校が開校します。新しい学校の開校に向けて、よりよい学校図書館環境の整備について検討していく必要があります。また、本で調べることの良さに気づかせるために、実際に授業で図書館を活用していくことが大切です。

(2) 目標と取り組み

① 目標

目標1：心に残る本との出会いを通して読書の楽しさを味わわせながら、学校や家庭での日常的な読書の習慣化を図ります。

目標2：小中学校再編整備の中で、生徒の読書力や情報活用力、表現力を育てられるような学校図書館のあり方について検討します。

目標3：生徒自身が読書のよさを実感し、将来的に読書のよさを伝える人になることを目指し、生徒の視点を活かして読書活動を活性化します。

■成果指標 1

内 容	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度
本を読むことが好きな中学生の割合	66.7%	80%

※備考：現状値は、令和6年度 庄内町学校図書館アンケートより

■成果指標 2

内 容	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度
学校図書館における中学生への年間貸出冊数	1人当たり16冊	1人当たり20冊 ※内容面での充実を図る

■成果指標 3

内 容	現状値 令和6年度	目標値 令和12年度
学校図書館や町立図書館等に行く回数	1週間に0.7回	1週間に1回

② 取り組み

【目標1の取り組み】

心に残る本との出会いを通して読書の楽しさを味わわせながら、学校や家庭での日常的な読書の習慣化を図ります。

取り組み内容	現状 令和6年度	目標 令和12年度
生徒の読書冊数を維持し、読書内容の充実を図ります。	年間1人当たり16冊	年間1人当たり20冊
朝読書を継続します。	実施	継続
校内において図書 <small>の分館的</small> 配置を進めます。 (各教室や学年スペース ²⁴ 等)	実施	継続
町立図書館のティーンズコーナー ²⁵ の充実を図ります。	実施	継続

【目標2の取り組み】

小中学校再編整備の中で、生徒の読書力や情報活用力、表現力を育てられるような学校図書館のあり方について検討します。

取り組み内容	現状 令和6年度	目標 令和12年度
「読書指導計画」を作成し、各校で活用を推進します。	実施	継続
新中学校開校に向けて、学校図書館の環境整備を検討し、充実を図ります。	実施	継続
町立図書館は、調べ学習資料の整備と「1冊でもお届けします」サービスを行い、学校図書館の教材や資料の充実を手助けします。	実施	継続
町立図書館は、学校図書館用図書の選書や資料購入の支援や協力を行います。	実施	継続

24 各学年の廊下にある共有スペース。

25 中学生・高校生といった10代(ティーンズ)を対象にしたコーナー。児童コーナーから大人向けのコーナーへ移行する年代の読者が利用しやすいように、様々なジャンルの書籍を集めて設置している。

【目標3の取り組み】

生徒自身が読書のよさを実感し、将来的に読書のよさを伝える人になることを目指し、生徒の視点を活かして読書活動を活性化します。

取り組み内容	現状 令和6年度	目標 令和12年度
図書委員会を中心にした読書活動の充実を図ります。	実施	継続
地域での取り組みへの中学生の参画を促します。	一部実施	拡充



5 高校生など(おおむね15～18歳)への取り組み

大人に近づく高校生期は、乳幼児期から積み重ねてきた、読むこと自体の楽しさ、それによる充実感、満足感を得る体験が、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング²⁶につながることを期待される時期です。また、進路選択や受験に向け、様々な価値観や考え方に触れ、視野を広げることができる等、この時期に読書を通じて得られるものは多岐にわたります。さらには、これまでの体験を踏まえ、「子どもに本の楽しさを伝える」側での活躍も期待されます。

一方、国の第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では、高校生の不読率(1ヶ月に1冊も本を読まなかった人の割合)の高さに対する課題について触れています。高校生の現状としては、令和6年度の不読率は48.3%²⁷となっており、26%以下とするという国の目標に対する改善は図られていません。

今後も、乳幼児期から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、間もなく大人となる高校生が、読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取り組みが必要とされています。

(1) 現状と課題

① 現状

町立図書館における高校生の利用率については、下記のとおりとなっています。コロナ禍や町立図書館の建設に伴う閉館等があり、図書館利用の大幅な減少はありましたが、町立図書館の整備が完了してからは、学習スペースの環境改善や、ティーンズコーナーの設置等が、高校生の図書館利用や読書活動に結びついています。

町立図書館では、これまで利用の空白域とされてきた10代の学生の利用の増加が、図書館全体の活力につながっています。

年齢別利用冊数 16～18歳(本館・分館の合計冊数)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
518	492	244	233	643

26 「身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」を言い、1946年、世界保健機関(WHO)設立の際に考案された憲章の中で初めて言及されたもの。「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(Well-being)にあることをいう。日本WHO協会:訳

27 第69回学校読書調査(2024年)による、高校生の不読者(5月1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒)の割合。

さらに、町立図書館では、本町にある山形県立庄内総合高等学校(以下、庄内総合高校)との連携も進めており、「つちだよしはる絵本原画展」²⁸ に生徒がサポートスタッフとして協力したり、毎年のように数名の生徒がインターンシップを行ったりしています。町立図書館の移転作業やオープンイベントの際には、ボランティアとして庄内総合高校の生徒が活躍しました。その後も、庄内総合高校の図書委員会の活動として町立図書館の見学を行う等、庄内総合高校と町立図書館のつながりが深まっています。

さらには、併設施設の内藤秀因水彩画記念館では、庄内総合高校の美術部の生徒が特別展の中で作品展示をしており、高校生が図書館に足を運び、読書に関心を持つようなきっかけづくりを推進しています。

② 課題

勉強、部活動に加え、インターネット、動画配信、SNS、ゲーム等を利用する時間が高校生の放課後の時間の多くを占めている実態がある中、生活の中で読書の時間が非常に狭まっています。しかしながら、読書が習慣化していない生徒は、語彙力や想像力が乏しくなりがちで、自分の言動による相手の受け取り方を理解できず、コミュニケーションに支障をきたしているという指摘もあります。多忙な高校生が読書に興味・関心を持つような機会を提供することが重要となっています。

町立図書館整備にあたっては、庄内総合高校の「ふるさと探究学習」²⁹ の中で、庄内町立図書館の利活用をテーマとして、高校生の視点で「新たな図書館像」が提案され、特に学習スペースの設置については、意見を反映した部分があります。

このように、高校生が読書活動に企画段階から参画することや、主体的な視点での読書活動への参加が、一人ひとりの読書意欲の向上や、生涯にわたる読書習慣の形成のきっかけのひとつとなることから、推進のための取り組みの工夫が求められます。

また、学校との連携をさらに深めるためには、町立図書館側から高校図書館へ出向き、情報の共有化や資料提供を積極的に行っていく必要があります。庄内総合高校の学校図書館との定期的な連絡調整の場が重要となってきます。

(2) 目標と取り組み

① 目標

目標 1 : 高校生などが読書に興味を持つ機会を増やします。

目標 2 : 町内にある高等学校と町立図書館の連携を推進します。

28 町立図書館では、平成 19 年度より鶴岡市出身の絵本作家つちだよしはる氏の原画展を開催しており、例年併設する庄内町内藤秀因水彩画記念館を会場に、原画展示のほか、期間中は作家によるワークショップ等も実施している。

29 平成 30 年度に取り組みされた「ふるさと探求学習」においては、高校生が利用しやすくなる町立図書館にするため、駅と図書館をつなぐバス運行、Wi-Fi 環境の整備、飲食できるカフェの設置、学生を巻き込んだワークショップの開催等が提案された。

② 取り組み

【目標1の取り組み】

高校生などが読書に興味を持つ機会を増やします。

取り組み内容	担当	現状 令和6年度	目標 令和12年度
ティーンズコーナーの充実を図ります。	町立図書館	実施	継続
庄内総合高校へ、町立図書館サービスについて積極的に案内します。	町立図書館	一部実施	拡大・継続
<u>インターンシップ</u> ³⁰ の受け入れ等を通して、高校生による図書館ボランティアや読み聞かせボランティアの育成に努めます。	町立図書館	実施	継続

【目標2の取り組み】

町内にある高等学校と町立図書館の連携を推進します。

取り組み内容	担当	現状 令和6年度	目標 令和12年度
町立図書館所蔵の郷土資料等の活用による学習の充実を図ります。	庄内総合高校・ 町立図書館	未実施	実施
絵本原画展等における生徒のボランティア活動を継続していきます。	庄内総合高校・ 町立図書館	実施	継続
庄内総合高校図書館担当者との定期的な連絡調整の場を設けます。	庄内総合高校・ 町立図書館	実施	継続

30 実務能力の育成や職業選択の準備のために、学生が一定期間、企業等で仕事を体験する制度。

◆（参考）読書に関する発達段階ごとの特徴

<p>①就学前(幼稚園、保育所、認定こども園等)の時期 【おおむね 6 歳頃まで】</p>	<p>乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。</p>
<p>②小学生の時期 【おおむね 6 歳から 12 歳まで】</p>	<p>低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。</p> <p>中学年になると、最後まで本を読み通す子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。</p> <p>高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。</p>
<p>③中学生の時期 【おおむね 12 歳から 15 歳まで】</p>	<p>多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。</p>
<p>④高校生の時期 【おおむね 15 歳から 18 歳まで】</p>	<p>読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。</p>

<出典>文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和 5 年 3 月)

令和6年度 庄内町 学校図書館アンケート

1 図書館にはどのくらい行きますか？

	小学1年		小学2年		小学3年		小学4年		小学5年		小学6年		中学1年		中学2年		中学3年		小合計		中合計	
ほぼ毎日	109	80.7	74	56.9	33	28.4	31	23.1	31	22.3	18	12.9	2	1.7	1	0.9	9	5.6	296	37.3	12	3.0
1週間に2、3回	13	9.6	34	26.2	32	27.6	48	35.8	43	30.9	31	22.1	9	7.6	13	11.2	15	9.4	201	25.3	37	9.4
1週間に1回	6	4.4	5	3.8	19	16.4	25	18.7	31	22.3	27	19.3	15	12.7	19	16.4	16	10.0	113	14.2	50	12.7
2週間に1回	4	3.0	3	2.3	11	9.5	6	4.5	20	14.4	22	15.7	33	28.0	19	16.4	21	13.1	66	8.3	73	18.5
1ヶ月に1回	0	0.0	4	3.1	7	6.0	15	11.2	3	2.2	8	5.7	24	20.3	16	13.8	41	25.6	37	4.7	81	20.6
ほとんど行かない	3	2.2	10	7.7	14	12.1	9	6.7	11	7.9	34	24.3	35	29.7	48	41.4	58	36.3	81	10.2	141	35.8
合計	135	100	130	100	116	100	134	100	139	100	140	100	118	100	116	100	160	100	794	100	394	100
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%

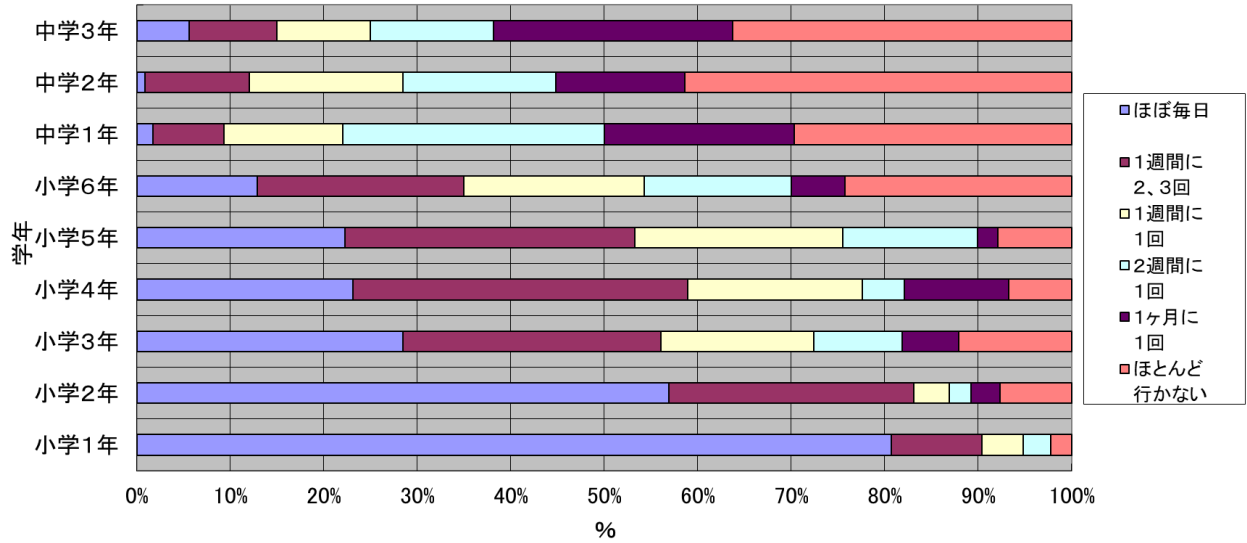
2 本を読むのは好きですか？

	小学1年		小学2年		小学3年		小学4年		小学5年		小学6年		中学1年		中学2年		中学3年		小合計		中合計	
好き	83	62.4	62	48.4	56	49.6	47	38.2	43	34.1	40	32.5	25	25.0	20	21.3	43	30.3	331	44.4	88	26.2
どちらかという好き	31	23.3	39	30.5	33	29.2	36	29.3	51	40.5	48	39.0	36	36.0	43	45.7	57	40.1	238	31.9	136	40.5
どちらとも言えない	14	10.5	24	18.8	24	21.2	40	32.5	32	25.4	35	28.5	39	39.0	31	33.0	42	29.6	169	22.7	112	33.3
どちらかという嫌い	3	2.3	2	1.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	0.7	0	0.0
嫌い	2	1.5	1	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.4	0	0.0
合計	133	100	128	100	113	100	123	100	126	100	123	100	100	100	94	100	142	100	746	100	336	100
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%

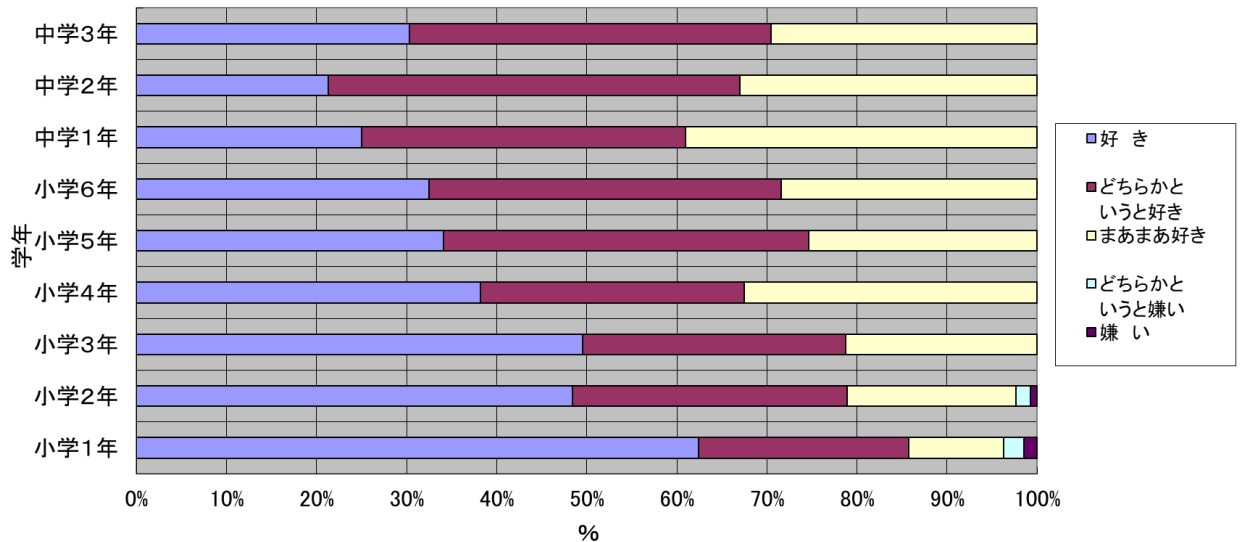
3 どんな種類の本を読みますか？

	小学1年		小学2年		小学3年		小学4年		小学5年		小学6年		中学1年		中学2年		中学3年		小合計		中合計	
0 総記	3	1.1	8	2.8	7	2.5	6	2.1	5	1.5	19	5.7	33	12.6	35	14.8	45	14.8	48	2.7	113	14.1
1 哲学	4	1.4	3	1.1	5	1.8	5	1.7	4	1.2	18	5.4	11	4.2	20	8.4	28	9.2	39	2.2	59	7.3
2 歴史・伝記	7	2.5	15	5.3	37	13.1	32	11.1	39	11.6	59	17.7	32	12.2	19	8.0	29	9.5	189	10.4	80	10.0
3 社会	5	1.8	4	1.4	12	4.2	14	4.9	31	9.2	27	8.1	11	4.2	3	1.3	11	3.6	93	5.1	25	3.1
4 自然科学	54	18.9	53	18.7	50	17.7	50	17.4	61	18.2	51	15.3	31	11.8	23	9.7	29	9.5	319	17.6	83	10.3
5 工業	4	1.4	4	1.4	7	2.5	17	5.9	9	2.7	2	0.6	6	2.3	8	3.4	4	1.3	43	2.4	18	2.2
6 産業	3	1.1	1	0.4	7	2.5	10	3.5	7	2.1	4	1.2	3	1.1	4	1.7	4	1.3	32	1.8	11	1.4
7 芸術・スポーツ	38	13.3	20	7.0	34	12.0	42	14.6	33	9.8	48	14.4	40	15.3	29	12.2	42	13.8	215	11.9	111	13.8
8 言葉	16	5.6	37	13.0	28	9.9	31	10.8	39	11.6	32	9.6	18	6.9	19	8.0	26	8.6	183	10.1	63	7.8
9 文学	30	10.5	27	9.5	32	11.3	34	11.8	50	14.9	32	9.6	43	16.4	30	12.7	54	17.8	205	11.3	127	15.8
え 絵本	121	42.5	112	39.4	64	22.6	47	16.3	58	17.3	41	12.3	34	13.0	47	19.8	32	10.5	443	24.5	113	14.1
合計	285	100	284	100	283	100	288	100	336	100	333	100	262	100	237	100	304	100	1809	100	803	100
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%

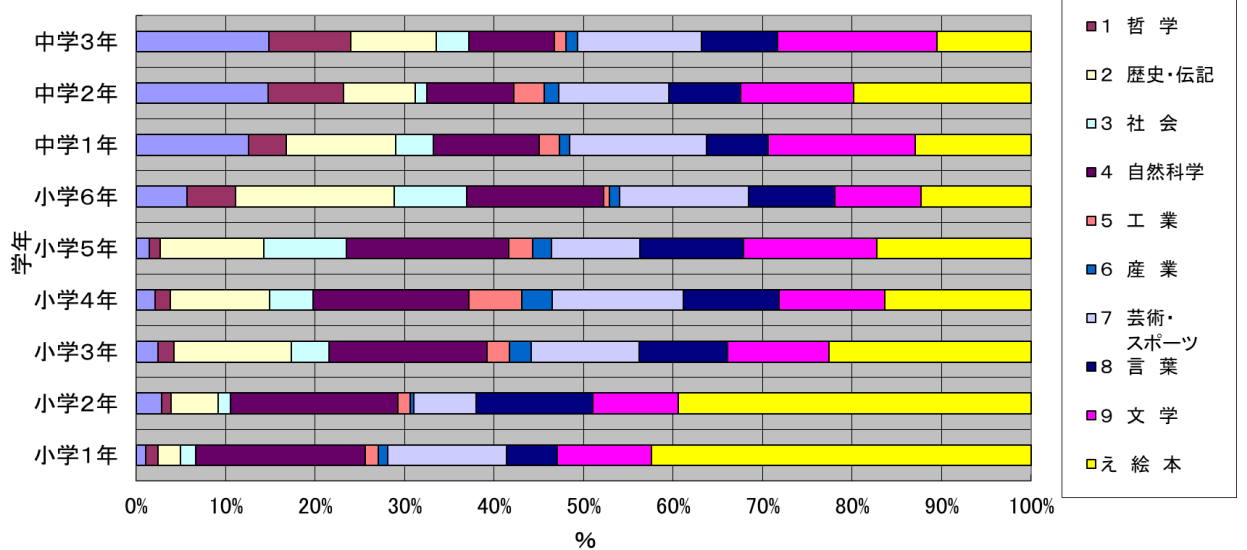
図書館にどのくらい行きますか？



本を読むのは好きですか？



どんな種類の本を読みますか？



令和6年度「家庭における子どもの姿アンケート」
調査結果(令和7年1月実施) ※一部抜粋

A よくできている B だいたいできている C 少し課題がある D 課題が大きい

(1)「早寝・早起き・朝ごはん運動」に努力している

	人数	A	B	C	D	AB 合計	R5
幼稚園計	70	20.0%	44.3%	32.9%	2.9%	64.3%	66.7%
小学校計	159	22.7%	52.8%	18.2%	6.3%	75.5%	73.3%
中学校計	89	20.2%	40.5%	33.7%	5.7%	60.7%	54.6%

考察

小学校と中学校は評価が改善したが、幼稚園の評価は若干下がった。好ましい生活習慣の確立は自立への一歩となる。生活リズムが崩れると子どもたちの将来にも影響するため、児童生徒本人の自覚と家庭の協力が必要。特に幼稚園では家庭の協力が不可欠。

(4)読書(家での読書、読み聞かせ、親子読書等)に取り組んでいる

	人数	A	B	C	D	AB 合計	R5
幼稚園計	70	37.2%	41.4%	18.5%	2.9%	78.6%	76.0%
小学校計	159	10.1%	29.6%	52.2%	5.7%	39.6%	44.7%
中学校計	89	2.2%	20.2%	46.1%	31.4%	22.5%	22.2%

考察

幼稚園の評価が改善した。幼稚園の預かり保育を利用する割合も増え、読み聞かせをする時間も限られるなか、子どものために努力をしている保護者の様子がうかがえる。また、幼稚園からお便り等で呼びかけて、園と家庭で連携しながら教育活動を行っていることがうかがえる。小学校では低下し、中学校は若干上昇したものの、依然として低い水準である。動画やゲーム等の楽しい娯楽の選択肢が増え、小中学生はそちらに流れているのかと思われる。

(7)家庭学習(自主学習、宿題、塾等)への取り組み

	人数	A	B	C	D	AB 合計	R5
小学校計	159	33.3%	43.2%	19.0%	4.6%	76.5%	71.1%
中学校計	89	16.9%	43.8%	34.8%	4.5%	60.7%	47.4%

考察

小中学校ともに評価がよくなっており、中学校はかなり上昇した。様々なデジタル機器が普及する中、どの学校も家庭と連携して取り組みを行っている成果があらわれてきているが、これからも引き続き取り組んでいく必要がある。

(13)家庭でゲームやネットの使用について家庭でのルールを決めている

	人数	A	B	C	D	AB 合計	R5
幼稚園計	70	15.7%	47.1%	30.0%	7.1%	62.8%	52.1%
小学校計	159	15.1%	40.3%	36.5%	8.2%	55.4%	52.0%
中学校計	89	11.3%	36.0%	41.6%	11.3%	47.2%	34.4%

考察

昨年度よりも評価が上がった。幼稚園、小学校、中学校ともに危機感を感じ、子どもたちや保護者への啓もう活動をしていることが効果を上げてきている。2時間以上のスクリーンタイムは学力低下につながるの(仙台市の調査より)、現状やあるべき姿を粘り強く家庭、地域と共有しながら、研修会や座談会等、積極的な啓発を今後も継続していくことが必要である。

◆ 関係法令

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の

改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の^{かん}涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の^{かん}涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の^{かん}涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日 法律第49号

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等(第七条・第八条)

第三章 基本的施策(第九条—第十七条)

第四章 協議の場等(第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整

備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

庄内町子ども読書計画推進計画(第四次)

令和8年3月策定

庄内町教育委員会

(事務局:庄内町立図書館)

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字三人谷地 97

TEL 0234-43-3039 FAX 0234-43-4762